

○東日本大震災に対処するための特別の財
政援助及び助成に関する法律

(平成二十三年五月二日)

(法律第四十号)

第七十七回通常国会

菅(直人)内閣

改正 平成二十二年二月一〇日法律第七一号

(同 二十三年 五月 二日同第 四〇号)

同 二十三年 五月 二日同 第 四〇号

同 二十三年 六月二二日同 第 七二号

同 二十三年 七月二九日同 第 八七号

同 二十三年 八月二二日同 第 九六号

同 二十三年 八月三〇日同 第一〇七号

同 二十三年 二月 二日同 第一一六号

同 二十四年 三月三一日同 第一八号

同 二十四年 六月二七日同 第四四号

同 二十四年 六月二七日同 第五一号

同 二十五年 六月二二日同 第五七号

同 二十五年 一月二二日同 第七六号

同 二十五年 二月一日同 第九八号

同 二十五年 二月一三日同 第一〇二号

同 二十六年 六月二五日同 第八三号

同 二十七年 五月二七日同 第二九号

同 二七年 五月二九日同 第三一号

同 二八年 六月 三日同 第六五号

同 二九年 三月三一日同 第一四号

同 二九年 六月 二日同 第五二号

令和 元年 六月 七日同 第二七号

同 二年 六月 五日同 第四〇号

同 三年 五月一〇日同 第三〇号

同 三年 六月 一日同 第六六号

同 三年 六月 一八日同 第七七号

同 四年 五月 二日同 第三七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律をここに公布する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特別の災害復旧事業についての補助(第三条)

第三章 内閣府関係(第四条―第五条の二)

第四章 総務省関係(第六条―第二十四条)

第五章 財務省関係(第二十五条―第三十七条)

第六章 文部科学省関係(第三十八条―第四十三条)

第七章 厚生労働省関係(第四十四条―第一百五条)

第八章 農林水産省関係(第一百六条―第二百二十七条)

第九章 経済産業省関係(第二百二十八条―第三百三十四条)

第十章 国土交通省関係(第三百三十五条―第三百三十八条)

第十一章 環境省関係(第三百三十九条・第四百十条)

第十二章 防衛省関係(第四百十一条・第四百十二条)

第十三章 雑則(第四百十三条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定

めるものの区域をいう。

第二章 特別の災害復旧事業についての補助

第三条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。

一 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設(同条第二項に規定する水道事業若しくはこれに類する事業として政令で定めるもの又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。)

二 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設(同条第四項に規定する工業用水道事業に係るものに限る。)

三 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅又は同条第七項に規定する地区施設

四 警察施設のうち信号機、道路標識、道路標示又は交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第二条第三項第一号に規定する交通管制センター

五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる都市施設で政令で定めるもの

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理施設で政

度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第二項を含む。)の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項に規定する拠出金の額(第二号に掲げる者にあつては、第四十二条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私学共済加入者の標準給与及び標準賞与に係る拠出金の額とする。)を免除するものとする。

一 第九十五条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)まで

二 第四十二条第一項の規定により掛金を免除された学校法人等同項第二号に該当するに至った月から同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)まで

(平二三法一〇七・一部改正)

(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)

第二百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第

三項及び第四項並びに同法第十四条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」と、同法第十四条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。

2 前項の資金に係る都道府県が行う災害弔慰金の支給等に関する法律第十一条第一項の貸付け及び国が行う同法第十二条第一項の貸付けについての同法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定の適用については、同法第十一条第二項中「十一年」とあるのは「十四年」と、同法第十二条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

(令元法二七・一部改正)

(日本年金機構等への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。

一 第四十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の設定

二 第五十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理及び処分並びに同条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

三 第五十九条第一項及び第二項の規定による標準報酬月額の改

の死亡の時期が分からない場合には、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

第十二章 防衛省関係

（防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例）

第四百十一条 第十四条の規定により国家公務員退職手当法の規定の適用について平成二十三年三月十一日に死亡したものと推定された防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第一条に規定する職員に対する同法の給与に係る規定の適用については、同日に、当該職員は、死亡したものと推定する。

（自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例）

第四百十二条 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第一項の規定の適用を受ける者であつて、東日本大震災による被害を受けた者として防衛省令で定めるものに係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の額の特例については、国家公務員共済組合法による組合員に対する特例に関する第二十七条から第三十条までの規定の例により、防衛省令で定める。

2 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

第十三章 雑則

（原子力発電所事故による災害への対処）

第四百十三条 国は、東日本大震災による被害の迅速な回復のため

必要があると認めるときは、地方公共団体等が講ずる措置であつて、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百四十七号）第三条第一項の規定により原子力事業者（同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。次項において同じ。）が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについても、この法律の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行うことができる。

2 前項の規定は、国が当該原子力事業者に対して、同項の財政援助に係る額に相当する額の限度において求償することを妨げるものではない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 障害者自立支援法附則第二十二条第一項に規定する特定旧法受給者（同法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等であるものを除く。）は、この法律の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、第八十七条及び第八十八条第一項の規定の適用については、同法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等とみなす。

（平二二法七一（平二三法四〇）・一部改正）

（調整規定）

条を加える改正規定並びに第五条の規定(健康保険法第八十八条第一項の改正規定を除く。)並びに附則第三条から第六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条及び第四十四条の規定 平成二十九年七月一日

附 則 (令和元年六月七日法律第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年八月一日から施行する。

附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和三年政令第一五二号で令和三年五月二〇日から施行)

附 則 (令和三年六月二一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一八日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年五月二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和四年政令第二二八号で令和四年七月一日から施行)